

議案第48号

取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

取手市印鑑条例（平成3年条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

住民基本台帳法施行令が改正され、婚姻等により氏^{うじ}に変更があった者は、住民票に旧氏^{きゅううじ}（旧姓）の記載を求めることができるようになることを踏まえ、住民票に旧氏の記載がされた者について、旧氏の印鑑での印鑑登録を可能とするため、対応する印鑑登録及びその抹消の手続に関する規定を整備するとともに、性的少数者に配慮して印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の性別表記を廃止し、併せて所要の文言の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市印鑑条例の一部を改正する条例

取手市印鑑条例（平成3年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録の申請)</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、<u>印鑑登録申請書</u>に登録を受けようとする印鑑を添えて、自ら市長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場</u></p> | <p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市の</u>住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録の申請)</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は<u>印鑑登録申請書</u>に登録を受けようとする印鑑を添えて、自ら市長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 氏名(外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。))に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)</u></p> |

合にあっては氏名及び当該旧氏, 外国人住民(法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称(令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。)の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては, 当該氏名の片仮名表記

(7) (略)

4 (略)

(登録印鑑の制限)

第 5 条 市長は, 登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には, 当該印鑑を登録しないものとする。

(1) 住民基本台帳に記載されている氏名, 氏, 名, 旧氏若しくは通称又は氏名, 旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業, 資格その他氏名, 旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3) (略)

(4) 印影の大きさが一辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ 25 ミリメートルの正方形に収まらないもの

(5) 印影が鮮明でないもの又は印影を鮮明に表しにくいもの

(6) (略)

(7) 前各号に定めるもののほか, 市長が不適当と認めるもの

(印鑑登録証の再交付)

(4) (略)

(5) 男女の別

(6) (略)

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に登録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては, 当該氏名の片仮名表記

(8) (略)

4 (略)

(登録申請の不受理)

第 5 条 市長は, 登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には, 当該印鑑を登録しないものとする。

(1) 印鑑が鮮明でないもの

(2) (略)

(3) (略)

(4) 前 3 号に定めるもののほか, 規則で定めるもの

(印鑑登録証の再交付)

第7条 印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、市長に印鑑登録証の再交付を申請することができる。

2 前項に規定する申請は、印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添え、かつ、当該登録された印鑑を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、直接当該申請をした者に印鑑登録証を交付するものとする。

(登録事項の修正)

第10条 印鑑登録者又はその代理人は、第4条第3項第3号から第6号までに規定する事項について変更事由が生じたときは、登録事項変更届により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは審査の上、又は第4条第3項第3号から第6号までに規定する事項について変更があることを知ったときは職権により、当該事項を修正するものとする。

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、届出若しくは申請又は職権により、当該登録に係る印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 印鑑登録者が転出し、又は死亡したことを知ったとき。

(4) 印鑑登録者がその者の氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は第4条第3項第6号に規定する氏名の片仮名表記を含む。)を変更したことを知ったとき(印鑑登録原票の印影を変更する必要の

第7条 印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚損又はき損したときは、市長に印鑑登録証の再交付を申請することができる。

2 前項に規定する申請は、印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添えかつ、当該登録された印鑑を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、直接当該申請をした者に印鑑登録証を交付するものとする。

(登録事項の修正)

第10条 印鑑登録者又はその代理人は、第4条第3項第3号から第7号までに規定する事項について変更事由が生じたときは、登録事項変更届により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは審査の上、又は第4条第3項第3号から第7号までに規定する事項について変更があることを知ったときは職権により、当該事項を修正するものとする。

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、届出若しくは申請又は職権により、当該登録に係る印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 印鑑登録者が転出又は死亡したことを知ったとき。

(4) 印鑑登録者がその者の氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、第4条第3項第3号に規定する通称及び同項第7号に規定する氏名の片仮名表記を含む。)を変更したことを知ったとき。(印鑑登録原票の印影を変更する必要のない場合を除く。)

ない場合を除く。)

(5) 外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったことを知ったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)

(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書の交付申請)

第12条 (略)

2 市長は、前項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

3 (略)

(印鑑登録証明書)

第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を、光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明するものとする。この場合において、印鑑登録証明書には次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(5) 外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったことを知ったとき。(日本の国籍を取得した場合を除く。)

(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書の交付申請)

第12条 (略)

2 市長は、前項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

3 (略)

(印鑑登録証明書)

第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を、光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明するものとする。この場合において、印鑑登録証明書には次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(2) (略)

(3) 男女の別

(4) (略)

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和元年11月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第3項の規定は，この条例の施行の日以後の申請に係る印鑑の登録について適用し，同日前の申請に係る印鑑の登録については，なお従前の例による。